

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

12. 指定福祉用具貸与事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	()	()
1 専門相談員の員数		
2 管理者		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	()	()
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請の係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 身分を証する書類の携行		
12 サービスの提供の記録		
13 利用料等の受領		
14 保険給付の請求のための証明書の交付		
15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針		
16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針		
17 利用者に関する市町村への通知		
18 管理者の責務		
19 運営規程		
20 勤務体制の確保等		
21 適切な研修の機会の確保		
22 福祉用具の取扱種目		
23 衛生管理等		
24 掲示及び目録の備え付け		
25 秘密保持等		
26 広告		
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
28 苦情処理		
29 事故発生時の対応		
30 会計の区分		
31 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	()	()
1 福祉用具貸与費の単位数の算定		
2 搬出入に要する費用の取扱い		
3 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の()には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

13. 指定居宅介護支援事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	()	()
1 介護支援専門員		
2 管理者		
第3 運営に関する基準	()	()
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定の申請等に係る援助		
6 身分を証する書類の携行		
7 利用料等の受領		
8 保険給付の請求のための証明書の交付		
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針		
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針		
11 法定代理受領サービスに係る報告		
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		
13 利用者に関する市町村への通知		
14 管理者の責務		
15 運営規程		
16 勤務体制の確保		
17 設備及び備品等		
18 従業者の健康管理		
19 掲示		
20 秘密保持		
21 広告		
22 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等		
23 苦情処理		
24 事故発生時の対応		
25 会計の区分		
26 記録の整備		
27 開設申請事項等の変更の届出等	()	()
(1) 名称及び所在地等の変更の届出		
(2) 事業の廃止、休止又は再開の届出		
第4 介護給付費の算定及び取扱い	()	()
1 基本的事項		
2 特別地域居宅介護支援加算		
3 サービス種類相互間の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の()には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

14. 指定介護老人福祉施設

是正改善指導事項	是正改善指導施設数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	()	()
1 医師		
2 生活相談員		
3 介護職員又は看護職員		
4 栄養士		
5 機能訓練指導員		
6 介護支援専門員		
7 入所者数の算定		
第3 設備に関する基準	()	()
1 居室		
2 静養室		
3 浴室		
4 洗面所		
5 便所		
6 医務室		
7 食堂及び機能訓練室		
8 廊下幅		
9 その他		
第4 運営に関する基準	()	()
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 受給資格等の確認		
3 入退所		
4 要介護認定の申請に係る援助		
5 入退所の記録の記載		
6 利用料等の受領		
7 保険給付の請求のための証明書の交付		
8 施設サービス計画の作成		
9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針		
10 介護		
11 食事の提供		
12 相談及び援助		
13 社会生活上の便宜の供与等		
14 機能訓練		
15 健康管理		
16 入所者の入院期間中の取扱い		
17 入所者に関する市町村への通知		
18 管理者による管理		
19 管理者の責務		
20 運営規程		
21 勤務体制の確保等		
22 定員の遵守		

23 非常災害対策		
24 衛生管理等		
25 協力病院等		
26 掲示		
27 秘密保持等		
28 広告		
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与等		
30 苦情処理		
31 地域との連携		
32 事故発生時の対応		
33 会計の区分		
34 記録の整備		
35 開設者の住所の変更の届出等		
第5 介護給付費の算定及び取扱い	()	()
1 基本的事項		
2 介護福祉施設サービス	()	()
(1) 介護福祉施設サービス費		
(2) 旧措置入所者介護福祉サービス費		
(3) 常勤の理学療法士等の配置加算		
(4) 常勤の医師の配置加算		
(5) 精神科医による療養指導の加算		
(6) 障害者生活支援体制の加算		
(7) 入院・外泊の取扱い		
(8) 初期加算		
(9) 退所時等相談援助加算	()	()
ア 退所前後訪問相談援助加算		
イ 退所時相談援助加算		
3 基本食事サービス		

(注)「是正改善指導施設数」欄の()には、各事項の合計数ではなく、施設の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

15. 介護老人保健施設

是正改善指導事項	是正改善指導施設数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に対する基準	()	()
1 医師		
2 薬剤師		
3 看護職員又は介護職員		
4 支援相談員		
5 理学療法士又は作業療法士		
6 栄養士		
7 介護支援専門員		
8 調理員、事務員その他従業者		
9 入所者数の算定		
第3 施設及び整備に関する基準	()	()
1 施設		
2 施設の基準	()	()
(1) 療養室		
(2) 診療室		
(3) 機能訓練室		
(4) 談話室		
(5) 食堂		
(6) 浴室		
(7) レクリエーション・ルーム		
(8) 洗面所		
(9) 便所		
(10) サービスステーション		
(11) 調理室		
(12) 汚物処理室		
(13) その他		
(14) 施設の専用		
3 構造設備の基準		
第4 運営に関する基準	()	()
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 受給資格等の確認		
3 入退所		
4 要介護認定の申請に係る援助		
5 入退所の記録の記載		
6 健康手帳への記載		
7 利用料等の受領		
8 保険給付の請求のための証明書の交付		
9 施設サービス計画の作成		
10 介護保健施設サービスの取扱方針		
11 診療の方針		
12 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等		

13 機能訓練		
14 看護及び医学的管理の下における介護		
15 食事の提供		
16 相談及び援助		
17 その他のサービスの提供		
18 入所者に関する市町村への通知		
19 管理者による管理		
20 管理者の責務		
21 運営規程		
22 勤務体制の確保等		
23 定員の遵守		
24 非常火災対策		
25 衛生管理等		
26 協力病院		
27 掲示		
28 秘密保持等		
29 広告制限		
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止		
31 苦情処理		
32 地域との連携		
33 事故発生時の対応		
34 会計の区分		
35 記録の整備		
36 開設許可等の変更		
第5 介護給付費の算定及び取扱い	()	()
1 基本的事項		
2 介護保健施設サービス	()	()
(1) 介護保健施設サービス費		
(2) 初期加算		
(3) 退院時指導等加算	()	()
① 退所前後訪問指導加算		
② 退所時指導加算		
③ 老人訪問看護指示加算		
(4) 緊急時施設療養費	()	()
① 緊急時治療管理		
② 特定治療		
3 基本食事サービス		
4 その他		

(注)「是正改善指導施設数」欄の()には、各事項の合計数ではなく、施設の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

16. 指定介護療養型医療施設

是正改善指導事項	是正改善指導施設数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に対する基準	()	()
1 療養型病床群を有する病院であるもの	()	()
(1) 医師、薬剤師及び栄養士		
(2) 看護職員		
(3) 介護職員		
(4) 理学療法士及び作業療法士		
(5) 介護支援専門員		
2 療養型病床群を有する診療所であるもの	()	()
(1) 医師		
(2) 看護職員		
(3) 介護職員		
(4) 介護支援専門員		
3 老人性痴呆疾患療養病棟(令第4条に規定する病床により構成される病棟)を有する病院であるもの	()	()
(1) 医師、薬剤師及び栄養士		
(2) 看護職員		
(3) 介護職員		
(4) 作業療法士		
(5) 精神保健福祉士		
(6) 介護支援専門員		
4 介護力強化病棟(平成15年3月31日までの経過措置)を有する病院であるもの	()	()
(1) 医師、薬剤師及び栄養士		
(2) 看護職員		
(3) 介護職員		
(4) 理学療法士及び作業療法士		
(5) 介護支援専門員		
5 入院患者の数		
第3 設備に関する基準	()	()
1 療養型病床群を有する病院であるもの	()	()
(1) 有すべき施設	()	()
① 病室		
② 廊下		
③ 機能訓練室		
④ 談話室		
⑤ 食堂		
⑥ 浴室		
2 療養型病床群を有する診療所であるもの	()	()
(1) 有すべき施設		
(2) 構造設備の基準	()	()
① 病室		

② 廊下		
③ 機能訓練室		
④ 談話室		
⑤ 食堂		
⑥ 浴室		
3 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であるもの	()	()
(1) 有すべき施設		
(2) 構造設備の基準	()	()
① 病室		
② 廊下		
③ 生活機能回復訓練室		
④ デイルーム及び面会室		
⑤ 食堂		
⑥ 浴室		
4 介護力強化病棟を有する病院であるもの		
第4 運営に関する基準	()	()
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 受給資格等の確認		
3 入退院		
4 要介護認定の申請に係る援助		
5 入退院の記録の記載		
6 健康手帳への記載		
7 利用料等の受領		
8 保険給付の請求のための証明書の交付		
9 施設サービス計画作成		
10 指定介護療養施設サービスの取扱方針		
11 診療の方針		
12 看護及び医学的管理の下における介護		
13 食事の提供		
14 その他のサービスの提供		
15 患者に関する市町村への通知		
16 管理者による管理		
17 管理者の責務		
18 運営規定		
19 勤務体制の確保等		
20 定員の遵守		
21 非常火災対策		
22 衛生管理等		
23 掲示		
24 秘密保持等		
25 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止		
26 苦情処理		
27 地域との連携等		
28 事故発生時の対応		
29 会計の区分		
30 記録の整備		
31 指定の変更		
第5 介護給付費の算定及び取扱い	()	()
1 基本的事項		

2 介護療養施設サービス	()	()
(1) 介護療養型病床群を有する病院における介護療養施設サービス	()	()
① 療養型介護療養施設サービス		
② 初期加算		
③ 退院時指導等加算		
④ 特定診療費		
(2) 療養型病床群を有する診療所における介護療養施設サービス	()	()
① 診療所型介護療養施設サービス		
② 初期加算		
③ 退院時指導等加算		
④ 特定診療費		
(3) 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス	()	()
① 痴呆疾患型介護療養施設サービス		
② 初期加算		
③ 退院時指導等加算		
④ 特定診療費		
(4) 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス	()	()
① 介護力強化型介護療養施設サービス		
② 初期加算		
③ 退院時指導等加算		
④ 特定診療費		
2 基本食事サービス		

(注)「是正改善指導施設数」欄の()には、各事項の合計数ではなく、施設の実数を記入すること。

3 介護保険施設等の指導の実施時期

(1) 介護保険施設等の指導

① 実地指導

実施年月日	施設等の区分	開設主体	実施施設等名

(注) 実施年月日順に記載すること。
 介護保険施設の指導と併せて併設の通所介護事業等の指導を行った場合は、「施設等の区分」及び「実施施設等名」にそれぞれ別々に記入する。

② 書面指導

実施年月日	施設等の区分	開設主体	実施施設等名

(注) 実施年月日順に記載すること。
 介護保険施設の指導と併せて併設の通所介護事業等の指導を行った場合は、「施設等の区分」及び「実施施設等名」にそれぞれ別々に記入する。

③ 集団指導

実施年月日	指導対象施設等区分	対象数	出席数	出席率	指導内容事項

4 介護保険施設等に対する監査の実施状況

介護保険施設等の区分	
区 分	概 要
1. 対象事業者名	
2. 対象事業所名	
3. 監査実施年月日 (複数回の場合は全て記入)	
4. 監査実施担当部局課名	〇〇県〇〇部〇〇課、〇〇課、〇〇室 〇〇振興局〇〇課、〇〇保健所 計〇〇人
5. 監査の法的根拠及び実施目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法第〇〇条第〇項により実施 ○ 目的：「〇〇に係る運営基準違反、〇〇に係る介護報酬の不正請求、虚偽の指定申請等の実態確認を行い挙証資料を得るため」など具体的に簡潔に記入する。
6. 監査結果 (具体的確認内容)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「管理者は、〇〇についての虚偽申請、〇〇についての〇〇月から〇〇月までの間、〇〇円を不正に請求し受領したことを認めた」など具体的に確認できた内容を記入する。
7. 行政処分等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護保険法第〇〇条第〇項に該当するため、〇月〇日指定の取消を行った」 また、 「介護保険法第〇〇条第〇項による監査の結果、改善指導を行った」「改善指導の概略：」 など処分等の内容を記入する。
8. 経済上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護保険法第〇〇条第〇項の規定を適用し、〇〇月から〇〇月までの〇〇についての不正請求額を返還させる」、「返還額〇〇円、利用者返還額〇〇円」、「40/100の加算を行った状況」など具体的に記入する。
9. 今後の指導方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「〇〇月〇〇日までに返還させる」、「当分の間、毎月事業実績報告を提出させる」など今後の事業所に対する指導方針を記入する。 また、再発防止策についても記入する。
10. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公表の有無」 ○ 「新聞報道等の有無」 など

(注) 対象事業所ごとに別様とすること。